

枚方市省エネ家電買換え促進事業補助金

一定基準を満たす省エネ家電に買換えた世帯を対象に、補助金を交付します

【申込期間】 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで

※ 受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了し、同日の申込で予算額を上回る複数の申込書を受け付けた場合には、抽選で交付決定します。

【申込方法】 インターネットからの電子申込にて受け付けます。 ※郵送による申込も可能

1. 対象者の条件

以下の(1)～(3)を全て満たした場合のみ補助対象とします。

- (1) 枚方市内に所在する実店舗において、令和7年5月1日から令和7年8月31日までに合計5万円（税抜）以上の省エネ家電（2. 対象家電参照）に買換え、枚方市内の自宅に設置された個人の方。
- (2) 家電リサイクル法に基づき、買換え前の同一種類の古い家電を処分された方。
- (3) 補助金の申込日において、枚方市に住民登録がある方。

※申込者は世帯主限定ではないが、補助金申込は同一の年度中1世帯あたり1回限りとします。

2. 対象家電（新品・未使用品に限る）

- (1) エアコン 統一省エネラベル2つ星以上（目標年度 2027年度）
- (2) 冷蔵庫（冷凍庫含） 統一省エネラベル3つ星以上（目標年度 2021年度）
- (3) テレビ 統一省エネラベル2つ星以上（目標年度 2026年度）

※省エネ性能（星の数）は購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、省エネ性能を必ずご確認ください。

3. 補助額

補助対象経費(税抜)の合計額で補助額が変わります。

- | | | |
|--------------------|----|---------|
| (1) 合計15万円以上 | 一律 | 30,000円 |
| (2) 合計10万円以上15万円未満 | 一律 | 20,000円 |
| (3) 合計5万円以上10万円未満 | 一律 | 10,000円 |

※補助対象経費は値引後の実支払額です。販売店で割引があった場合（クーポン割引等）や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後、ポイント使用後の支払額（カード払い可）が補助対象経費となります。

※省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費は対象。古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

4. 申込方法

電子申込はこちらから（スマートフォンでも申込可能です）



《ご用意いただく添付書類》

- (1) 領収書等 … 申込者が枚方市内の実店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、製品名や支払金額の内訳が記載されたもの
- (2) 製造事業者が発行する保証書 … 申込者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。
- (3) 家電リサイクル券（排出者控え） … 管理票番号、リサイクル品目、排出者名（申込者と同一名義）の記載があること。
- (4) 口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

※ 電子申込の場合は、添付書類の画像データをご用意ください。郵送の場合は、添付書類の写しに加え、申込用紙が必要となります。（申込用紙は、枚方市ホームページからダウンロード、もしくは支所・市役所受付窓口にて配布しています。）

郵送・問合せ先：〒573-1162 枚方市田口5-1-1 省エネ家電買換え促進事務局（環境政策課）
コールセンター：06-4400-8412（平日9時から17時まで） FAX：072-849-1206